



養 監 第 6 7 号
令和 2 年 12 月 2 日

養父市長 広 瀬 栄 様

養父市監査委員 守 本 英 昭

養父市監査委員 勝 地 貞 一

定期監査の結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により報告する。

記

1 監査の期間

令和 2 年 10 月 26 日（月）から令和 2 年 11 月 25 日（水）まで

2 監査の対象及び範囲

経営企画部・危機管理室・市民生活部・会計課及び議会事務局の令和 2 年度上半期の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の要領

地方自治法第 2 条の規定に基づき、市の事務事業が効率的かつ効果的に執行及び管理されているかに留意した。

監査の重点項目として、収納対策事務については、効率的に収納事務が行われているかについて監査を実施した。

予算の執行状況、主要事業・新規施策の取組状況、工事・業務の進捗状況、組織及び業務内容・財産管理事務等について関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

また、所管する事務事業について現地調査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果、おおむね良好に執行されているものと認めた。

次のとおり重点項目及び各部局における主要・新規施策等に対し意見を付して報告する。

監査意見

1 上半期の収納状況について

令和2年度上半期決算状況調べ（収納対策室把握分）による収納状況は、税、公共料金等の過年度分を含む調定額 40 億 8,949 万 8 千円に対し、収入済額 22 億 5,816 万 9 千円で収納率 55.22%となっている。

市税に係る未収金の縮減を図る取組として、収納専門員 2 名を配置し徴収強化を図っている。また、12 月の「県下一斉徴収強化月間」に合わせ、収納業務を担当する 9 課が連携して未収金の徴収に向け取り組むこととしているが、税の公平性と自主財源の確保を図るため、年度末には目標額に到達するよう収納率の向上に努められたい。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う市税等の軽減、免除、徴収猶予の相談、申請を受けているが、現在までは税収への大きな影響は見込んでいない。市税の徴収猶予の相談 37 件（内申請 30 件）、市県民税の減免の相談 11 件（内申請 4 件）、国民健康保険税の減免の相談 57 件（内申請 29 件）となっている。なお、固定資産税に係る軽減申請は、令和3年1月以降となる。

2 働き方改革等を踏まえた定員管理計画について

令和元年度に定めた定員管理計画は、職員数を5年間で計画的・段階的に減らし、令和6年度には275人とする目標としている。

一方で、近年は台風や記録的な豪雨により局地的に大規模な自然災害が発生するなど、行政の果たす役割が増大している。

また、働き方改革を踏まえた労働基準法の改正では、令和元年4月から、労働者に対し年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが使用者に義務付けられており、一般職の地方公務員においても労働基準法に準じて年次有給休暇の取得に努めることが求められている。

このような状況にあって、令和2年9月末現在の年次有給休暇取得状況は、年次有給休暇を1日（7時間45分）も取得していない職員が調査対象者の6.5%（123人中8人）を占めており、さらに年次有給休暇を取得しやすい環境の整備が求められる。

定員管理計画の策定においては、多様化する市民サービスへの対応と働き方改革の推進を両立し、職員が意欲をもって能力を存分に発揮できる環境とする計画となるよう努められたい。

3 地域公共会社について

地域公共会社（やぶパートナーズ株式会社）に対し年間2,400万円の経営委託業務を平成29年度から令和元年度までの3年間継続し、本年度も2,000万円

の委託料を予定している。この間、経営改善が進み、今年度末には長期借入金を完済し、債務超過の状況を解消する見込みとなっている。

今後は、企業・起業支援、人材育成支援等地域公共会社に求められる事業支援に邁進されたい。

4 生活安全推進事業について

犯罪の抑止と映像の解析による事件事故の早期解決を図る目的で防犯カメラの設置を推進し、本年度は7箇所の新設が予定されている。民間による設置が少ない現状に加えて、警察署の再編整備により令和3年3月には養父署を廃止し警察センターとして機能縮小することが決まっている。広大な本市において市民生活の安全を図るために、防犯カメラの設置に対する期待と要望はますます高まることが予想されることから、今後も計画的に設置を進め住民生活の安全の確保に努められたい。

5 庁舎の消防計画について

庁舎の防火管理については、市役所及び各地域局の庁舎ごとに消防計画を作成することで消防法に基づいた諸事項を定め、火災その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図る取組を行っている。

しかし、各庁舎の計画内容には、有事における機能不全が懸念される内容が見受けられることから、計画内容を必要に応じて見直し、実効性のある防火管理がなされるよう留意されたい。

6 移住・定住相談事業について

都市住民の田舎暮らし志向の高まりを受け、地方への移住を希望する人が増加傾向にある。養父市では一般社団法人田舎暮らし倶楽部と協働協定を結び、移住・定住の推進を図っており、令和2年度上期の相談件数（709件）が昨年の年間相談件数（637件）を超える状況となっている。

この機をしっかりと捉え、やぶぐらし課のみならず、各課横断的な取組を行い、農業・林業・就職・起業などの仕事面及び空き家等の居住面について実質的な受け入れ体制の充実に取り組み、人口減少対策を強化されたい。

7 新型コロナウイルス感染症対策について

地方創生臨時交付金をはじめ、市の財政調整基金を活用した多くの市単独事業による新型コロナウイルス感染症対策が行われ、迅速な対応がなされている。

現在は第3波と言える感染が全国各地に拡大し収束の見通しは立たず、本市においても予断を許さない状況であることから、市民の生命と健康を守るため、更なる感染防止対策の徹底に努められたい。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第1次の交付限度額は1億5,718万2千円、第2次の交付限度額は5億4,260万8千円で合計6億9,979万円となり、内5億3,434万7千円を関連事業に充当し、残り1億6,544万3千円を留保している。この交付金は新型コロナウイルス感染症の対応に資すべき財源であり、本市の実情に合わせて必要な事業に充当されたい。